

伊藤和子

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ事務局長 弁護士(46期)

世界の人々の人権のために—国境を超えたNGO活動の挑戦

世界のあちこちで、今も飢餓や紛争、深刻な人権侵害で人々が苦しんでいる。日本では遠く感じがちだが、それは私たちの住む地球でリアルタイムに起きている現実だ。

日本で弁護士活動をしながらも、そんな世界の人々の苦境をなくすために弁護士としてできることはないのかと考えてきた。特に、弁護士2年目に参加した「北京女性会議」で、紛争や因習の下、想像を絶するような理不尽な暴力にさらされ、人生を奪われていく女性たちの話を聞き、激しい衝撃を受けた。せつかく弁護士になったのだから、日本という枠を超えて、世界で最も苦しんでいる人たちのために法律知識を駆使して活動したい、そんな思いから、試行錯誤の末、米国へ留学し、国連や海外のNGO(非政府組織)活動を経験した。そして帰国後の2006年、国境を超えて世界の人権問題に取り組み日本ですべての国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」(HRN)を弁護士仲間とともに立ち上げた。

世界を見渡すと、ロンドンを中心とするアムネスティ・インターナショナル、ニューヨークを中心とするヒューマン・ライツ・ウォッチなど、国際人権NGOは国境を超えて世界各地の人権侵害に取り組み、世界を動かす力も持っている。しかし、人権は決して欧米の専売特許ではない。アジア・東京を拠点に、法律家を中心に、世界で発生する人権侵害の調査、告発、政策提言、そして人権教育などの支援を行い、人権問題の解決に貢献しようというのがHRNの設立趣旨だ。幸い、幅広い弁護士の方々のご支援を得て結成、今では会員約700名の特定非営利活動法人になった。

HRNの最優先課題は、最も深刻な人権侵害(紛争下の人権侵害、軍事政権下の人権侵害など)、最も脆弱(せいでいやく)な人々の人権問題(女性・子どもに対する暴

力など)であり、多くの場合、現地NGOの要請または協力のもとに活動している。これまで、ビルマ(軍事政権下の人権侵害)、パレスチナ(ガザ攻撃)、フィリピン(人権活動家の殺害)、インド(女性に対する暴力、児童労働)などの人権侵害について、政府や国連に働きかけを行ってきた。現地調査後に殺害が減少したフィリピンの事例など、成果も生まれている。カンボジアでは、過去の虐殺を裁く「カンボジア特別法廷」への政策提言や人身売買に関する法整備支援など、タイ・ビルマ国境ではビルマの未来の法律家・リーダーに人権を教える法律学校の運営と教育支援を行い、困難な状況下で公益活動を志す中国の法律家にも支援をしてきた。

私的な思いから始まったNGOの結成だが、実際に世界の舞台で活動して、日本という位置から国際的な人権問題について発信する意義が予想以上に大きいことを実感する。日本は人権侵害が問題とされるアジアの国々に多額の経済援助をするトップ・ドナーであり、かつ、国連の意思決定に無視できない影響力を有する立場にある。その日本が影響力を有効に使えば、人権問題の解決につながる重要な役割を果たすことができる。そして、欧米でなく日本を本拠とするNGOが人権について発言することは、その問題が普遍的かつ喫緊の問題だという強いメッセージを世界に送ることであり、発言の影響力はとて重い。欧米と途上国の対立が激しい今の国際社会にあつて、日本は両者の架け橋として貴重なポジションにある。対立のいずれにもくみせず、国際人権・人道法に依拠して公正・中立に人権問題の解決に尽力することを通じて、世界に貢献できるはずだ。法律家、そしてNGOの立場から、その可能性を追求するのが私たちの仕事であり、挑戦である。